

認知症高齢者グループホーム 寿生の丘

運営規程

認知症高齢者グループホーム 寿生の丘 運営規程

（総則）

第1条 認知症高齢者グループホーム寿生の丘（以下ホームという。）の管理運営については、法令の定めるものの他、この規程の定めるところによる。

（事業の目的）

第2条 本ホームは、地域密着型の認知症対応型共同生活介護事業として、地域の認知症高齢者に対し共同生活の場を提供し個々の人権を尊重、残存の能力に応じた生活を確保しながら、より幸せな余生が送れるよう支援することを目的とする。

（運営方針）

第3条 前条の目的を達成するため、家庭的な雰囲気の中で日常生活の介護・支援を行い、認知症の進行を穏やかにし、入居者の精神的安定と健康で清潔かつ明るい生活が送れるよう努めるものとする。

2 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

3 事業所は、認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行うホームの名称及び所在地は次のとおりとする。

- ①名 称 認知症高齢者グループホーム寿生の丘
- ②所 在 地 出雲市大津町3622番地15
- ③ユニット数 2ユニット

（入居者の定員）

第5条 入居者の定員は次の通りとする。

18名（1ユニットあたり9名）

（生活介護の内容）

第6条 入居者に対しケアプランを作成し、そのプランに基づいて個々の残存能力に応じ日常生活の介護・介助支援を行うものとし、その具体的内容は次の通りとする。

- ①食事、排泄、入浴、更衣、静養等の見守り、声かけ、介護・介助。
- ②掃除、洗濯、食事やおやつの準備、後片付け等の声かけ、介助。
- ③園芸、散歩、買い物、レクリエーション、等の生活リハビリ。
- ④金銭、服薬管理等の相談、援助。

（入居の対象者）

第7条 入居の対象者は原則として65歳以上認知症の方、または65歳未満であっても、認知症に該当する方で次のいずれかに該当する方とする。

- ①介護判定で要介護の認定を受けた方
- ②家庭で介護が困難な方

③おおむね身の自立が出来ており共同生活を送ることに支障のない方

④医療機関において常時治療の必要のない方

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第8条 ホームに勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

管 理 者	1名	兼務
計画作成担当者	2名	(1ユニット1名) 兼務
介 護 職 員	14名以上	
看 護 職 員	1名	兼務

2 勤務者の職務は次の通りとする。

管 理 者	理事長の命を受け職員を指導監督し、ホームの業務を統括する。
計画作成担当者	管理者の命を受け認知症対応共同生活介護計画の作成を介護職員と協議の上、作成する。
介 護 職 員	管理者の指示により次の業務に当たる。 ①入居者への食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、余暇利用の助言、等日常生活に必要な援助を行うとともに事業所の清掃・洗濯業務を行う。 ②入居者の生活状況、食事の内容等に関する記録を行う。
看 護 職 員	入居者の健康管理、健康保持のための適切な措置を行う。

(職員の勤務)

第9条 職員の勤務は次の通りとする。

①勤務体制	昼間勤務	6名 (1ユニット3名)
	夜間勤務	2名 (1ユニット1名)
②勤務時間	a. 普通勤務	①8時30分から 17時00分 (内、休憩休息1時間) ②9時30分から 18時00分 (内、休憩休息1時間)
	b. 夜勤勤務	16時30分から翌朝9時30分 (内、休憩休息2時間)
	c. 早出勤務	7時00分から 15時30分 (内、休憩休息1時間)
	d. 遅出勤務	①11時30分から 20時00分 (内、休憩休息1時間)
		②10時30分から 19時00分 (内、休憩休息1時間)

(利用料、その他の費用の額)

第10条 入居者の利用料は、「厚生労働大臣の定める介護報酬の告示上の額」とする。また、法定代理受領分については、「厚生労働大臣の定める介護報酬の告示上の額」の1割または2割、3割のいずれかとする。その他の利用料は次の通りとする。

① 食費	1食あたり	朝食：460円	昼食：620円	夕食：610円
②水道光熱費	1日あたり	310円		
③家賃料	1日あたり	1,500円		
④おむつ代	1枚あたり	紙オムツ	100円	
		紙パンツL	180円	
		紙パンツM	160円	

- ⑤その他日常生活で通常必要となるものに関わる費用のうち、入居者に負担させることが適当と認められるものは、実費を徴収する。

(入居に当たって守っていただく事項)

第11条 入居者は、共同生活住居を利用する場合は、日常生活上のルールを守り生活するよう、入居者及び家族に対し説明を行う。

(食事の場所及び時間)

第12条 食事は多目的ホールで提供し、病気等やむを得ない場合は居室で提供する。

2 食事の時間はおおむね次の通りとする。

①朝食 7時30分

②昼食 12時00分

③夕食 18時00分

(認知症ケアに関する事項)

第13条 事業所は、認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし、定期的に研修を実施する。職員は、医療、福祉関係の資格を有さないものについては、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる。

2 認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。

パーソン・センタード・ケア(いつでも どこでも その人らしく)本人の自由意志を尊重したケアを実践する。

(衛生管理)

第14条 入居者の使用する施設、設備、器具及び飲料水については衛生的管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第15条 従業者は、認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、入居者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、入居者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 特に火災に備え消防計画を作成し年2回通報、避難誘導、救出等必要な訓練を行うものとする。

(協力医療機関等)

第17条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

第18条 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供に係る入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護に係る入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第19条 事業所は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た入居者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 21 条 事業所は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携など)

第 22 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 23 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(掲示)

第24条 ホーム内の見やすい場所に入居者に守っていただく事項、職員の勤務態勢、協力病院、利用料等を掲示するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第25条 職員には定期的に研修の機会を設け介護知識及び介護技術の向上に努めるものとする。

2 職員は、業務上知り得た入居者またはその家族の情報を、他に漏らさないものとする。

3 職員であったものは退職した後であっても、前条に定めることは遵守するものとする。

4 事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年

間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は出雲南福祉社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 1 この規程は、平成15年 5月 2日より施行する。

2 平成17年10月 1日一部改定

第10条①（食費）

3 平成18年 4月 1日一部改定

第2条（事業の目的） 第7条（入居の対象者） 第8条（職員の職種、員数、及び職務内容） 第9条（職員の勤務）

4 平成21年 6月 1日一部改定

第1条（総則） 第4条（事業所の名称等） 第7条（入居の対象者） 第10条（利用料、その他の費用の額）

5 平成24年 4月 1日一部改定

第8条（職員の職種、員数、及び職務内容）

6 平成27年 4月 1日一部改定

第10条（利用料、その他の費用の額）

7 平成27年 8月 1日一部改定

第10条（利用料、その他の費用の額）

8 平成30年 6月 1日一部改定

第10条（利用料、その他の費用の額）

9 令和 元年10月 1日一部改定

第8条 （職員の職種、員数、及び職務内容） 第10条（利用料、その他の費用の額）

10 令和 4年8月 1日一部改定

第8条 （職員の職種、員数、及び職務内容） 第9条（職員の勤務時間）

第10条（利用料、その他の費用の額）

11 令和 6年4月 1日一部改定

第3条 （運営方針） 第11条（入居に当たって守っていただく事項）

第12条（食事の場所及び時間） 第13条（認知症ケアに関する事項）

第14条（衛生管理） 第15条（緊急時等における対応方法）

第16条（非常災害対策） 第17条（協力医療機関等） 第18条（苦情処理）

第19条（個人情報保護） 第20条（虐待防止に関する事項）

第21条（身体拘束） 第22条（地域との連携など） 第23条（業務継続計画の策定等）

第24条（掲示） 第25条（その他運営についての留意事項）

12 令和 6年5月 1日一部改定

第10条 （利用料、その他の費用の額）

13 令和 7年4月 1日一部改定

第10条 （利用料、その他の費用の額）